

事業者支援…

**国の「家賃支援給付金」もはじまりますが…
区の中小企業等相談窓口（区役所）で事前相談を**



また新たに始まる国
賃支援給付金もオンライン
イン申請だけですし、
対象要件も8月になら
ないと申請できないも
ののあるなど迅速性に大
きな問題があります。
引き続き改善の声を上
げていくことが求めら
れます。

アドバイスをもりつてから申請の予約をすることもおすすめです。中小企業診断士等の専門家が手続きの相談に応じています。区に「中小企業等相談窓口」の事前活用をさらに周知するよう求めました。

「ロナ危機のもとで、売上減少など区内事業者の苦境がさらに拡大しています。国の持続化給付金、雇用調整助成金、家賃支援給付金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金などのメニューはありますが、申請がオンラインだけ、揃える書類が煩雑など大変です。そうした状況を踏まえ、荒川区は、区役所6階に中小企業等相談窓口を設置しています。ここで、事前に相談、

【問合せ 03-3802-3640 10時～16時】

国民健康保険料の コロナ関連減免があります

国民健康保険料の通知が届いています。その中にコロナ関連の減免のお知らせも同封されています。

荒川区では国保加入世帯3万5千件の15%、約5千世帯の申請があるのではないかと予想しています。職員体制も整えて問合せに応じます。対象になると思う方は必ず申請しましょう。わからないことがありますたらご連絡ください。

対象となる世帯の要件

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の3点の全てに該当する世帯

世帯の主たる生計維持者の2020年の事業収入等のいずれか

の減少額が2019年の事業収入等の10分の3以上。
世帯の主たる生計維持者の2019年の所得合計額が1,000万

円以下であること。
世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業

収入等に係る所得以外の2019年の所得合計額が400万円以下であること。

中小事業者等への家賃支援給付金…

国の家賃支援給付金の申請受け付けが7月14日から始まっています。申請はオンラインのみで、賃貸借契約書や直近3ヶ月分の家賃支払い証明が必要です。

対象 資本金10億円未満の企業、フリーランスを含む個人事業者。(1)5月以降で、1カ月の売り上げが前年同月比50%以上減った、または(2)5月以降の連続する3カ月の売り上げ合計が前年同期比30%以上減ったことが条件です。

上限 法人 600 万円（6カ月分）、個人事業者 300 万円（同）。法人の場合、月の賃料が 75 万円以下なら 3 分の 2 が、以上なら超過分の 3 分の 1 に 50 万円を足した額が給付されます（1カ月上限 100 万円）。個人事業者は、賃料が 37・5 万円以下なら 3 分の 2、以上なら超過分の 3 分の 1 に 25 万円を足した額です（同上限 50 万円）。

5月以降の減収しか対象になりません。(2)の場合、申請できるのは最短でも8月です。

クールセンター

0120-653-930 (平日・土日祝日8:30~19:00)

**世界11カ国でコロナ危機の
景気対策として消費税減税率施**

今週の
データ

工新聞（全国商工
団体連絡機関紙）
に湖東至元静岡
大学教授・税理士
がまとめた一覧か
ら作成したもので
す。湖東さんは、
「消費税減税は事
業者への給付金と
違い、中間企業へ
の手数料もなけれ
ば、振り込みの手
間もなく、最も簡
素で公平で効率的
です。」口ナ禍で收
べています。

政府の対策で、
付金や家賃支援給

国名	付加価値税減税の主な内容
ドイツ	外食 19% 7% 標準税率 19% 16% 軽減税率 7% 5%
ノルウェー	軽減税率 12% 8% (旅客運輸、宿泊、文化事業)
韓国	付加価値税納稅免除(年間売上 540 万円以下の事業者)
中国	中小企業 標準税率 13% 3% 軽減税率 9%・6% 1%
オーストリア	標準税率 20% 5% (レストラン、バー、映画館など)
ベルギー	標準税率 21% 6% (ホテル、レストラン、カフェなど)
他にギリシャ、キプロス、コロンビア、ブルガリアで半減税実施	

外食等の税率 20%→5%

国名	その他の減税の主な内容
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値税の税率20%の減税を検討。ゼロ税率適用品目の拡大を検討 ・小売店や飲食店の商業用不動産の事業所税を減免。社会保険料の事業生息負担分を3カ月間、3分の1免除
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況が著しく悪い企業に対し法人税を減免 ・経営状況が著しく悪い事業者の電気・ガス・水道料金、家賃の支払停止、所得税、社会保険料の徴収停止
スペイン	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険料について、従業員50人未満の企業は100%、従業員50人以上の企業は75%をレイオフ(一時解雇)期間、免除する
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員30人分以上に上限に企業負担の社会保険料(年金分を除く)を減免。一人あたり5300クローネ(5万8300円)が上限

各国とも高い税率ですが、ほとんどの国に軽減税率が適応されていますので、食品、生活必需品は非課税、ゼロ税率・低税率になっています。

イギリスでは、教育、医療・福祉などは非課税、食料品、上下水道、出版物（書籍・新聞・雑誌）、運賃、処方に基づく医薬品、医療用品、子ども用の衣料・靴、女性用衛生用品などはゼロ税率です。日本のように食料や水も含めた生活必需品の全てに課税しているのとは、大違いです。